

各 位

会 社 名 株式会社ネクストジェン

代表者名 代表取締役 執行役員 社長 大西 新二

(J A S D A Q コード : 3 8 4 2)

問合せ先 経営管理本部 経営企画部副部長 齊田奈緒子

(TEL . 0 3 - 5 7 9 3 - 3 2 3 0)

株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 22 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式報酬として新株式発行を行うこと（以下「本株式発行」という。）について決議しましたので、お知らせいたします。なお、譲渡制限付株式による役員向け報酬制度の内容につきましては、平成 28 年 5 月 20 日付で開示いたしました「譲渡制限付株式による役員向け報酬制度の導入に関するお知らせ」を併せてご参照ください。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	平成 28 年 8 月 19 日（現物出資の財産の給付期日）
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 35,300 株
(3) 発行価額	1 株につき 1,220 円
(4) 発行価額の総額	43,066,000 円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法：第三者割当
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による。
(7) 割当ての対象者及びその人数 並びに割り当てる株式の数	監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役 2 名 35,300 株

2. 発行の目的及び理由

当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、平成 28 年 6 月 23 日開催の当社第 15 回定時株主総会において、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）向けに譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額を年額 50,000 千円以内の金銭債権（発行又は処分をされる普通株式の総数は年 50,000 株以内）として支給することをご承認いただいております。上記発行概要のとおり募集株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は 1,220 円であることから、譲渡制限付株式の発行上限株式総数は 40,900 株となりますが、今回発行する株式数は当社の業績、対象取締役の職責の範囲、及び諸般の事情より勘案し 35,300 株（発行価格の総額は 43,066,000 円）と致しました。

本株式発行については、中期経営計画の対象期間である 3 事業年度の業務執行の対価とし、譲渡制限付株式報酬に係る株式の発行として行われるものであり、資金調達を目的とするものではありません。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本株式にかかる譲渡制限付株式割当契約の主な内容は次のとおりであり、議決権、配当等については、普通株式と同一の内容です。

(1) 譲渡制限

本株式は、払込期日（平成28年8月19日）から平成31年8月18日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。本株式の譲渡制限性を保つため、野村証券株式会社に対象取締役名義の譲渡制限付株式専用の口座を設け、他の取締役名義の株式と分別管理いたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が継続して、当社或いは当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点、即ち譲渡制限期間解除日である平成31年8月18日の到来をもって譲渡制限を解除します。また、対象取締役が正当な理由により当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位を退任した場合又は死亡により退任した場合は、当該退任の直後の時点にて、退任した日を含む月までの月数を36で除した数に、本株式数を乗じた株式数について譲渡制限を解除します。

(3) 無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、無償で取得します。また、対象取締役の自己都合による退任等、一定の事由が生じた場合には当社が本株式の全部又は一部を無償で取得する等の規定を設けております。

(4) 譲渡制限解除後

譲渡制限期間の経過後、当社が譲渡制限の解除を野村証券株式会社へ指示することで、本株式は譲渡制限のない対象取締役名義の一般口座に振り替わります。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の払込金額については、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議の直前営業日の終値が当社の企業価値を最も適切に反映しているという趣旨から、平成28年6月23日開催の当社第15回定時株主総会において、取締役会決議日の直前営業日（平成28年7月21日）の終値を採用することが承認されております。

当該払込金額について、当該直前営業日までの1か月間（平成28年6月22日から平成28年7月21日まで）の終値平均1,193円（円未満切捨て、以下終値の平均値の計算について同じ。）に対する乖離率は2.26%（小数点以下第3位を四捨五入。以下%の記載につき同じ）、当該直前営業日までの3か月間（平成28年4月22日から平成28年7月21日まで）の終値平均1,310円に対する乖離率は△6.87%、当該直前営業日までの6か月間（平成28年1月22日から平成28年7月21日まで）の終値平均1,195円に対する乖離率は2.09%と、いずれも大幅な乖離がないことから、特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

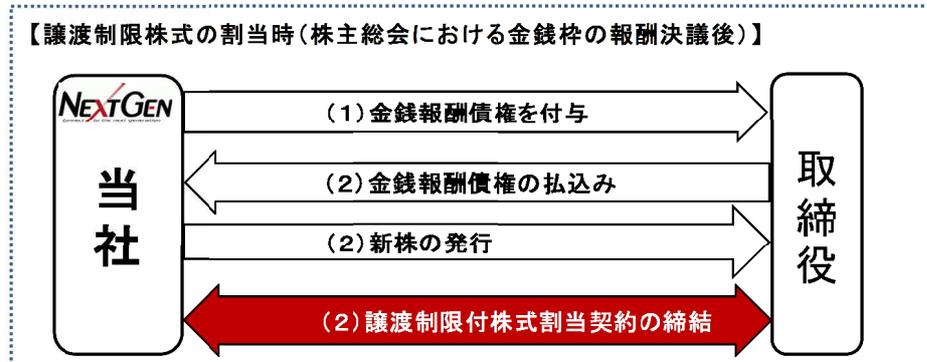
5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本株式発行により発行される普通株式の数は35,300株（議決権数353個）であり、平成28年3月末現在の発行済株式総数1,974,900株（議決権数19,747個）に対して1.79%の希薄化が生じることとなります。当社としては、譲渡制限付株式報酬制度が業績向上に向けた対象取締役の意欲を高めるものであり、また当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

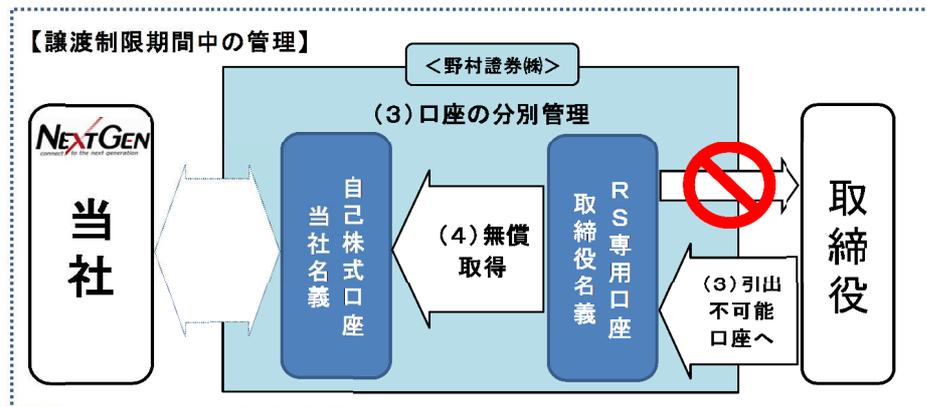
本株式の発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

<本株式の導入・手続きフロー>

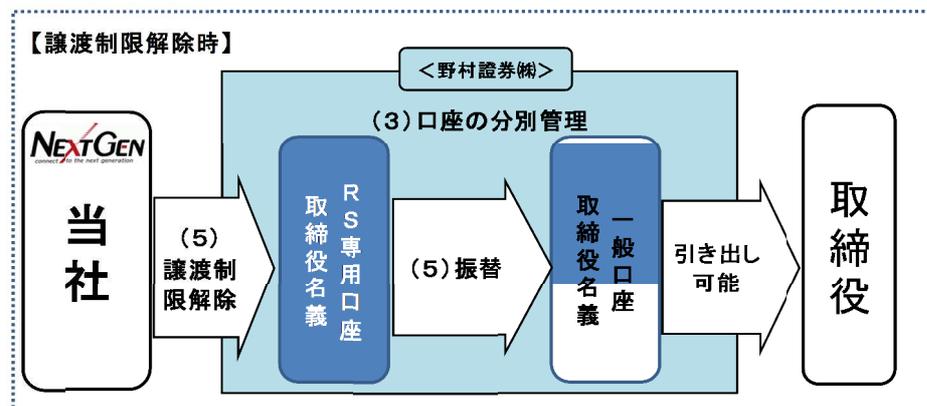
- (1) 株主総会における金銭株の報酬決定後、当社は中期経営計画の対象期間となる3事業年度の業務執行の対価分となる金銭報酬債権を対象取締役に付与する。
- (2) 対象取締役の金銭報酬債権の払込み（現物出資）と引き換えに第三者割当による新株式（普通株式）を発行し、同時に当社と対象取締役間で譲渡制限付株式割当契約を締結。



- (3) 本株式はその譲渡制限性を担保するために、譲渡制限期間中は野村証券株式会社において本株式を「RS（譲渡制限付株式）専用口座」として分別管理する。
- (4) 対象取締役の自己都合による退任等、一定の事由が生じた場合には当社が本株式の全部又は一部を無償で取得する。



- (5) 譲渡制限期間経過後、当社が譲渡制限の解除を野村証券に指示することで、本株式は譲渡制限のない一般口座に振り替わる。以後、対象取締役は一般口座にて自由な売買が可能となる。



以上